第3章 地下水の利用調整と保全

1. 地下水の利用調整に関する基本方針

(1) 利用調整を行う対象地域

地下水の利用は、管理上の流域を地理的な対象範囲として調整することを原則とする。ただし管理上の流域界付近にあっては、流域界を越える地下水の越流の有無や流域界設定に関する精度を十分に勘案・配慮されることが必要である。

(2) 渇水対策としての地下水利用調整

- 1) 宮古島市の水道用水の確保を最優先とする(条例第2条第3項)。
- 2)公共的地下水利用施設における地下水利用は、その他の地下水利用施設(以下、一般の地下水利用施設という)の地下水利用より優先する(条例第7条)。
- 3)複数の公共的地下水利用施設の地下水利用が競合する場合は、宮古島市が議長となり、当該施設管理者間の協議により利用調整を図るものとする。優先順位は、水道用水、農業用水、工業用水、その他の順を原則とし、当該施設の公共性の高さや、地下水利用量が不足した場合に発生する公共の不利益を勘案しつつ利用調整を図るものとする。
- 4)複数の一般の地下水利用施設の地下水利用が競合する場合は、原則として当事者間で利用 調整を図るものとする。一般の地下水利用施設に優先順位はないものとする。

(3) 新規地下水採取申請等と既存施設との間の地下水利用調整

- 1) 既存の公共的地下水利用施設の地下水利用に支障を及ぼすおそれがある新規の地下水採取許可申請又は揚水量増大を伴う変更許可申請等は、許可しないものとする。
- 2) 既存の一般の地下水利用施設の地下水利用に支障を及ぼすおそれがある申請等については、 当該申請者にその支障の生じないよう配慮を求めるものとする。

(4) 地下水汚染対策としての地下水利用調整

- 1) 新規地下水採取等により地下水汚染が発生する可能性がある場合、許可しないか、相応の対策の実施等を条件に付した上で許可するものとする。
- 2) 既存施設の地下水採取及びそれに伴う排水により、地下水汚染が発生した、又は発生する 可能性がある場合、条例第 34 条第 1 項に基づき、期間を定めて地下水採取を制限するも のとする。その際には、地下水採取を制限したことによって汚染状況がどのように推移し たかを明らかにするための検証計画を立て、条例第 34 条第 3 項の審議会での審議に提示 するものとする。

2. 公共的地下水利用施設及びその取水区域

(1)公共的地下水利用施設

公共的地下水利用施設は次のとおりとする(表 3-1)。それぞれの取水区域は、管理上の流域と同一とする。

表 3-1 公共的地下水利用施設及び取水区域一覧

種別	管理者	施設名	施設(取水井)の位置	揚水能力 (m³/分)	取水流域	
	宮古島市 (上下水道部水道工務課)	白川田水源地 ^(**) (白川田湧水)	平良字東仲宗根添 3155	7.0		
水道		大野水源地	平良字東仲宗根添 288	2.6	白川田	
		高野水源地	平良字東仲宗根添 586	3.0 2.0	П/ПД	
		前福水源地	平良字西仲宗根 1623-1	2.0		
		西底原水源地	平良字東仲宗根添 1025-4	1.8		
		底原水源地	平良字東仲宗根 968-3	3.0 2.0		
		袖山水源地	平良字西里 81	2.0 1.5	東添道南	
		添道水源地	平良字西仲宗根 1282-5	2.0		
		東添道水源地	平良字西仲宗根 1555-8	3.0 2.0		
		ニャーツ水源地	平良字東仲宗根 782-6	3.0 2.0	平良	
		加冶道水源地	城辺字比嘉 978	2.0 2.0	福里北	
		加冶道西水源地	城辺字比嘉 540-4	2.0 2.0	佃生化	
		No.2 井戸 (休止中)	伊良部字前里添 1066	0.5		
		No.3 井戸 (休止中)	伊良部字仲地上原 534-2	0.8		
		No.4 井戸(休止中)	伊良部字国仲美里 397-14	0.6		
		No.5 井戸 (休止中)	伊良部字仲地上原 543-4	0.8		
		No.6 井戸 (休止中)	伊良部字伊良部上原 459-8	0.8	伊良部	
		No.7 井戸(休止中)	伊良部字長浜屋桃原 1015-8	0.8	17 区印	
		No.8 井戸 (休止中)	伊良部字池間添息ヒ嶺 2718-15	0.5	1	
		No.9 井戸 (休止中)	伊良部字前里添南新城 1047-1	0.5		
		No.10 井戸 (休止中)	伊良部字池間添東火山 1863-2	0.45		
		No.11 井戸 (休止中)	伊良部字池間添息ヒ嶺 2685-3	0.35		
	宮古島市 (農林水産部農村整備課)	土地改良事業皆福地下ダム取水施設群	城辺字新城ほか	6.9	皆福北	
		土地改良事業砂川地下ダム取水施設群	城辺字砂川ほか	91.7	砂川北	
		土地改良事業福里地下ダム取水施設群	城辺福里ほか	112.5	福里北	
		土地改良事業仲原地下水取水施設群	城辺字西里添ほか	36.1	Al. est	
		土地改良事業仲原地下ダム取水施設群	計画中	_	仲原	
atte atte		土地改良事業保良地下ダム取水施設群	計画中	-	保良、皆福	
農業	宮古島市 (農林水産部みどり推進課)	宮古島市緑化育苗センター	城辺字福里 2-8	0.1	比嘉東	
	宮古島市 (農林水産部農政課)	宮古島市川満農業給水施設	下地字川満 461	0.5	川満	
	沖縄県 (農林水産部農業研究センター 宮古島支所)	農業研究センター宮古島支所	平良字西里 2077-4	0.56	白川田	
	沖縄電力	沖縄電力宮古発電所	平良字西仲宗根 412	1.25	平良	
	沖縄製糖	沖縄製糖	下地字上地 725	2.66	川満	
工業	宮古製糖	宮古製糖城辺工場	城辺字砂川 836	2	砂川北	
上来	宮古製糖伊良部工場	宮古製糖伊良部工場	伊良部字伊良部 1391	8.4		
		宮古製糖伊良部工場	伊良部字伊良部 1391	3.0	伊良部	
		宮古製糖伊良部工場	伊良部字伊良部東方原 1364	0.8	1	
水産	宮古島市 (農林水産部水産課)	宮古島市海業センター	平良字狩俣 3485	0.24	西平安名	
産業	宮古島市 (観光商工部観光商工課)	保良ガービーチ海岸利便施設	城辺字保良 1139-6	_	保良東	
衛生	宮古島市 (生活環境部環境衛生課)	宮古島市クリーンセンター (焼却炉用水採取ポンプ)	平良字西仲宗根 565-1	0.28	東添道南	

注1) 白川田水源地は高野海岸地下水流域に位置するが、湧出する地下水の起源が白川田地下水流域であることから、白川田地下水流域に分類した。

注2) 揚水能力が2段になっている施設は、2つの取水井があることを表す。

(2) 水道水源保全地域

条例第 19 条の水道水源保全地域は、白川田地下水流域、東添道南地下水流域、福里北地下水流域の管理上の流域、及び平良地下水流域の一部とする。

3. 地下水採取の許可基準

(1)地下水採取の許可基準(条例第13条第1項)

下記の各項のいずれか又は全てに該当する申請については許可しないものとする。ただし市 長が地下水審議会への諮問を経て、地下水利用の公共性に鑑み特に必要と認めた場合は、その 限りではない。

- 1)地下水流域ごとの地下水の賦存状況や利用特性にそぐわない場合(表 3-2)。
- 2)公共的地下水利用施設による地下水利用の現状又はその計画に支障を及ぼすおそれがあり、 当該施設管理者の同意が得られない場合。ただし公共的地下水利用施設の管理者は、同意 しない、又は条件を付すことを求める場合は、それらに係る合理的な理由を示さなければ ならない。
- 3) 地下水の水質、貯留、流動を損なうおそれがある場合。 例示 ①地下水利用後の排出水による汚染、②地下水採取・関連工事等に伴う汚染、③淡水レンズの破壊・塩水浸入の助長、④地下水貯留量の著しい低下、⑤地下水・湧水周辺の自然環境破壊
- 4) 当該申請の地下水利用計画に妥当性がない場合。
- 5) 当該申請による地下水採取・利用以外にも、容易な用水確保の手段がある場合。
- 6) 島尻層群中から揚水する場合において、次のいずれか又は全てに該当するとき。
 - (ア) 法令上又は当該地下水利用の運用上、排出水を容易に海へ直接放流できないとき。
 - (4) 地下水及び周辺の自然環境を汚染するおそれのない確実な排出水処理方法が明確でないとき。
 - (ウ) 地下水流域界付近であって、井戸掘削予定地点周辺の地下水の流動方向が明確でないと き。
- 7) その他、条例の趣旨に反する場合。

(2)条例第13条第3項ただし書き(地下水審議会に諮問しない場合)に該当する場合の例示

- 1) 地下水採取のための井戸を新規に掘削する場合で、かつ掘削と同時に地下水採取の許可を 求めていない場合。公共的地下水利用施設の取水区域内にあるときは、同施設管理者の同 意が得られていることを条件とする。ただし、島尻層群上面よりも深い掘削を行う場合は、 審議会審議の対象とする。
- 2) 海水採取目的のために海岸付近の井戸から採水する場合(掘削及び地下水採取の双方を含む)。ただし淡水・汽水の地下水を塩水化させるおそれがある場合は、審議会審議の対象とする。審議会審議の対象となるのは、当該井戸における静水時の塩分濃度が30%以下の場合、海岸からの距離が概ね50m以上離れている場合、半径500m以内に淡水揚水施設又は文化財等に指定されている井戸・湧水等がある場合などである。
- 3)条例第36条(国、地方公共団体についての適用)を適用する場合。

表 3-2 地下水流域別地下水採取許可基準(島尻層群中からの地下水採取を除く)

表 3−2	地下小洲域別地下小	採取許可基準(島尻層群中力	<u> </u>
類型区分	地下水流域名	公共的地下水利用施設 (計画中を含む)	流域の特性、許可・不許可基準など (注)
	白 川 田	市水道水源(白川田·山川水、大野、高野)	
水道水源 (水道水源	東 添 道 南	市水道水源(添道、東添道、 前福、底原、西底原、袖山) 県農業研究センター、市クリー ンセンター	・現状では公共的需要に対して十分 な貯水量を有するが、将来の水需 要や異常気象・気候変動等に配慮 した、厳重な地下水管理が必要で
保全地域)	福里北	市水道水源(加治道、西加治道)、福里地下ダム取水施設 群	ある。 ・市上水道を除き、新規の地下水採 取は許可しない。
	平 良 (水道水源保全地域)	市水道水源(ニャーツ)、沖縄電力	
伊良部島 淡水レンズ	伊良部	市水道水源(伊良部2号~11 号井戸)、宮古製糖伊良部工 場(3件)	・淡水レンズ保全のため、事前の地質・地下水調査を行うこと。(要地下水位・EC監視)
	砂川北	砂川地下ダム取水施設群 宮古製糖城辺工場	・綿密な農業用水需給計画に基づき、必要な貯水量を得るためのダ
Ul 18)	仲 原 北	仲原地下ダム取水施設群	ム設計がなされている。(自然状態 で豊富な地下水量を有するもので
地下ダム	皆福北	皆福地下ダム取水施設群	はない。福里北地下水流域も同じ。)
	皆福中央	保良地下ダム取水施設群	・地下ダム管理計画に支障を及ぼす おそれがないことが明白な場合に 限り許可する。
	比 嘉 東	市福里育苗緑化センター	・海岸線は急な断崖になっている部
	新城北		分が多く、島尻層群上面の標高が
	保 良 東	市保良ガービーチ利便施設	海面より上に位置している場所も少
宮古島東・南東・南	高野海岸、山川海岸 東平安名崎、砂川南	なし	なくない。そのため沿岸部の地下水への海水浸入はほとんどないか、限定的である。 ・本地下水流域のみに適用すべき許可基準はない。
	西平安名	市海業センター	・全体として、島尻層群上面が海に
	島 尻	なし	向かってゆるく傾斜し、沿岸部では
	平良	市水道水源(ニャーツ)、沖縄 電力	上面標高が海面下にあるため、沿 岸付近の地下水は、海水の浸入を
宮古島	川 満	沖縄製糖	受ける。
北•西	嘉 手 苅		・沿岸部(海岸より概ね1km以内)で
	上 野		は塩水浸入を助長しないよう、地下
	西原東、東添道北 久松、与那覇、嘉手苅	なし	水位・EC等十分な監視のもと、目 的とする揚水量まで段階的に揚水 量を上げること。
小島淡水レンズ	佐良浜、下地島 池間島、来間島 大神島	なし	・脆弱な小規模淡水レンズで、揚水により崩壊の危険性が高い。 ・スプリンクラー等の常設散水設備の設置を伴わない小規模農業利用以外は許可しない。

注)全てに共通する基準 — 公共的地下水利用施設の地下水利用に量的・質的な支障を及ぼさないこと、文化財等に指定されている井戸・湧水等における地下水貯留・湧出状況に量的・質的な悪化をもたらさないこと。

4. 水道水源保全地域における規制対象事業場の認定基準(条例第20条第3項)

下記の各項のいずれかに該当する場合、規制対象事業場に認定する。

- 1) 排水処理計画、水道水源保全計画等に実効性が担保されない場合。
- 2) 地下浸透する排出水が、排水水質基準値を満たせない、又は満たす見込みがない場合。な お排水水質指針値は、当該事業の運用計画(立地位置、事業内容、排出水の質及び量など から想定される地下水汚染負荷の様態)を詳細に検討した上で、項目の追加若しくは削除 又は数値の変更を行うこととし、削除する場合は表 3-3 を対象事業別の標準的な排水水質 指針値として検討すること。
- 3)表 3-3 に掲げた以外の物質であっても、特に濃度または排出量が多く、水道水源地における原水水質に影響を及ぼすおそれがある場合。
- 4) 関連法令上の問題がある場合。
- 5) 下水道又は浄化槽設置義務のある施設を設置する場合で、次のいずれかの対応ができないとき。
 - (ア) 下水道又は集落排水設備が整備されている地域(高野、比嘉)である場合、同設備に当該事業場の排水設備を接続すること。
 - (4) 下水道又は集落排水設備が整備されていない地域である場合、浄化槽法に基づき適正な管理を行うこと。
- 6) 畜産業において、放牧を行う場合。
- 7) 畜産業において、家畜ふん尿が地下水汚染源とならないよう適正管理・処理ができない場合。
- 8) 水道水源保全協定の締結準備が整わない場合。
- 9) 上記のほか、水道水源保全地域内の地下水汚染の懸念がある場合。

表 3-3 対象事業別の基本的な排水監視項目

	対象排水監視項目	排水水質指針値	対象事業の名称						
番号	物質名	濃度等	ゴルフ場	観光農園	鉱業	クリーニング業	畜産業	産業廃棄物処理業	多量の水を排出する事業
1	カドミウム及びその化合物	0.001mg/L 以下(カドミウムの量に関して)						0	
2	シアン化合物	0.1mg/L 以下(シアンの量に関して)						0	
3	鉛及びその化合物	0.005mg/L 以下(鉛の量に関して)						0	
4	六価クロム化合物	0.04mg/L 以下 (六価クロムの量に関して)						0	
5	ヒ素及びその化合物	0.005 mg/L 以下(ヒ素の量に関して)						0	
6	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下(水銀の量に関して)						0	
7	トリクロロエチレン	0.002 mg/L 以下				0		0	
8	テトラクロロエチレン	0.005 mg/L 以下				0		0	
9	ジクロロメタン	0.002 mg/L 以下						0	
10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下						0	
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下						0	
12	シス-1,2-ジクロロエチレン及 びトランス-1,2-ジクロロエチ レン	0.004 mg/L 以下 (シス及びトランスの和として)						0	
13	1,1,1・トリクロロエタン	0.0005 mg/L 以下				0		0	
14	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L 以下						0	
15	1,3 -ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 以下		0				0	
16	ベンゼン	0.01 mg/L 以下						0	
17	セレン及びその化合物	0.002 mg/L 以下(セレンの量に関して)						0	
18	ホウ素及びその化合物	0.2 mg/L 以下 (ホウ素の量に関して)	0	0			0	0	
19	フッ素及びその化合物	0.2 mg/L 以下(フッ素の量に関して)						0	
20	窒素含有量	120 mg/L(日平均 60 mg/L)以下	0	0	0	0	0	0	0
21	水素イオン濃度(pH)	5.8 以上,8.6 以下	0	0	0	0	0	0	0
22	化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均 120) mg/L 以下	0	0	0	0	0	0	0
23	フェノール類含有量	5 mg/L 以下						0	
24	銅及びその化合物	3 mg/L 以下(銅の量に関して)	0	0				0	
25	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下(亜鉛の量に関して)						0	
26	鉄及びその化合物	10 mg/L 以下(鉄の量に関して)						0	
27	マンガン及びその化合物	10 mg/L 以下(マンガンの量に関して)						0	
28	大腸菌群数	日平均 3,000 個/cm³ 以下	0	0		0	0	0	0

注) 窒素含有量とフェノール類含有量については、水質汚濁防止法による基準に用いられている表記 であり、それぞれ全窒素、フェノー ル類と同義である

5. 地下水水質及び水量の保全対策

- (1) 市長は、条例を適正に運用し、地下水水質及び水量の保全を図るものとする。保全は、宮 古島市が島嶼環境であることを踏まえ、水道水質基準、環境基準等に関わらず、常に改善 を目指すことを旨とする。
- (2) 市長は、条例第4条に定める地下水保全に係る施策として、以下の事項を行う。
 - 1) 市全域における地下水水質及び地下水水位等のモニタリング調査 継続的な地下水水質等の監視は、地下水保全対策を講ずるための基礎情報であり、水質等 を改善または異常を把握するための評価手段である。これまでも地下水モニタリングの結 果は、平成14年度~平成26年度は宮古島市地下水水質保全調査報告書、平成28年度~ 令和2年度は宮古島市地下水モニタリング調査報告書として取りまとめられ、公表されて いる。今後も継続してモニタリングを行うことが基本施策として重要である。
 - 2) 地下水流域界及び地下水流動状況把握等のための継続的な地質調査 地下水の貯留・流動は、水理地質構造に大きく依存する。宮古島市における地下水の水理 地質構造に関する知見・情報は、本基本計画策定時において、地下水管理に必要な最低限 の調査精度は担保されているが、より的確な管理を行うためには、地下水流域界や地下水 流動等に関する調査を重ね、その精度を継続的に向上させる必要がある。
 - 3)「宮古島における健全な水循環の構築に向けた計画」(以下「水循環計画」という。)に掲げられた施策の推進
 - 水循環計画は、環境省九州地方環境事務所所管事業により、宮古島水循環計画策定協議会が平成 22 年に策定した計画である。同計画には、地下水保全に関連する問題分析と施策が提言されている。現状において実施されていない施策もあるが、可能なかぎり順次推進するものとする。
 - 4)新たに指定された水道水源保全地域(平良地下水流域の一部)に立地する対象事業場との 協定締結に向けての取り組み
 - 新たに指定された水道水源保全地域(平良地下水流域の一部)については、条例第 23 条に基づき、立地する対象事業場とは保全協定締結に向けて取り組みを行う。具体的には、ホームページの活用と併せて全市民に向けての周知のためのチラシを作成配布するなど周知の徹底を図ることとする。また、新たな保全地域に立地されている個別の対象事業場へのチラシの配布及び事前協議を行いながら保全協定の締結に向けた取り組みを行うこととする。保全協定締結については、地下水審議会の意見を聴いた上で行うこととし、保全協定締結後はその旨を公表することとする。
- (3) 家畜伝染病発生時における地下水保全対策
 - 家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下この項において「法」という。)第 21 条第 1 項に基づく患畜または疑似患畜の死体の焼却または埋却が必要となった場合、市長は以下の保全対策を採るものとする。ただし、家畜伝染病の発生状況、最新の地下水管理に関する知見、その他特に考慮すべき事項がある場合は、下記の対策を変更し、又は追加するものとする。なお対策の策定にあたっては、法の所管機関と事前協議するものとする。
 - 1) 法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第29条に定める別表第2の焼却及び埋却の基準に掲げる場所に関する記述について、飲料水に近接する場所を、以下のとおりとする。 (ア) 水道水源保全地域(白川田地下水流域、東添道南地下水流域、福里北地下水流域、平良

地下水流域の一部)

- (イ) 伊良部地下水流域のうち海岸から 150 m 以内の範囲を除く地域
- 2) 市長は、次の各号に掲げる地下水採取施設に関する情報を、法の所管機関に提供し、当該施設管理者の同意を得るよう要請する。
 - (ア) 公共的地下水利用施設
 - (イ) 上記以外の施設で、家事雑用水(飲用目的を含む)のために地下水採取許可を得ている 施設
- 3) 埋却等が行われた場合、市長は、法の所管機関に関連情報の提供を求めるものとする。
- 4) 市長は、必要に応じ、埋却等が行われた周辺地域における水質調査を行う。

6. 計画の変更

条例第10条第7項にいう地下水保全に関する状況の変化等は、以下の場合とする。

- 1) 地下水の需給見通し及び開発計画の大幅な変更
- 2) 地下水の利用調整に関する基本方針の変更
- 3) 地下水水質、水量及び貯留・流動の状況変化又は保全対策の変更
- 4) 公共的地下水利用施設及びその取水区域の変更
- 5) 内閣府宮古伊良部農業水利事業所の仲原流域及び保良流域地下ダム建設に伴う地下水流域 界の変更

前項第4項及び第5項による計画の変更を行う場合、条例に基づく計画の変更手続きが完了する以前においても、計画が変更されたものとみなして、計画を遂行するものとする。

主な引用・参考文献、資料

- ·沖縄県企画部地域·離島課(2010) 沖縄県長期水需給計画
- ・沖縄県企画部統計課(各年版) 沖縄の工業
- ・沖縄県企画部統計課 沖縄県の推計人口(URL http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/estimates/estimates_suikei.htm)
- •沖縄総合事務局(2009) 国営宮古伊良部土地改良事業計画書
- ・沖縄総合事務局「宮古の土地改良事業」~平成の歩み~
- •沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事務所(URL http://www.ogb.go.jp/o/nousui/nns/miyakoirabu/index.html)
- •沖縄総合事務局八重山宮古総合農業開発調査事務所(1982) 宮古島水文地質図
- ・気象庁 過去の気象データ検索(URL http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php)
- ·国土庁(1984) 土地分類基本調查(宮古島·宮古島東部·伊良部島·多良間島)
- ・宮古島市地下水水質保全対策協議会、宮古広域事務組合、宮古島上水道企業団(2002):「サンゴの島の地下水保全」
- ·宮古島市(2022) 令和 2 年度第 4 次宮古島市地下水利用基本計画案作成業務
- •宮古島市(2021) 令和2年度地下水保全調査業務報告書
- •宮古島市(2020) 平成 31 年度地下水保全調査業務報告書
- •宮古島市(2019) 平成30年度地下水保全調査業務報告書
- •宮古島市(2018) 平成29年度地下水保全調査業務報告書
- ·宮古島市(2014) 平成 24·25 年度宮古島市水道水源流域保全調査業務報告書
- •宮古島市(2013) 平成23年度宮古島市地下水水質保全調査報告書
- •宮古島市(2010) 平成21年度宮古島市地下水収支詳細調査業務報告書
- ·宮古島市(2008) 第1次宮古島市総合計画
- ・宮古島市(各年版) 統計みやこじま
- ・宮古島市上下水道部(2021) 宮古島市新水道ビジョン
- ·宮古島市上下水道部(各年度版) 水道事業統計年報
- ・宮古島市(2010) 平成22年度水質検査計画
- ・宮古土地改良区(2006) 宮古島の農業用水
- ·宮古土地改良区(各年版) 水源使用水量年報
- ・古川博恭(1976) 九州・沖縄の地下水(九州大学出版会)

○宮古島市地下水保全条例

平成21年6月30日 宮古島市条例第24号

目次

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 地下水の保全(第8条-第18条)

第3章 水道水源の保全(第19条-第26条)

第4章 宮古島市地下水審議会(第27条—第29条)

第5章 雑則 (第30条-第38条)

第6章 罰則 (第39条—第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、宮古島市の地下水が公共的資源、 すなわち公水であるとの認識の下に、生活用水、農 業用水及び工業用水として適正かつ有効に利用され るように、その保全を図ることにより、宮古島市の 地下水資源の適正利用に寄与し、もって住民の福祉 を増進することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 地下水資源の保全及び有効利用は、宮古島市 住民の健康で文化的な生活及び経済活動に欠くこと のできないものであり、住民がその恩恵を享受でき るよう適正に行われなければならない。
- 2 地下水資源は有限であることから、地下水を利用 する者は、その公共的地下水利用に鑑み、合理的な 利用に努めなければならない。
- 3 かんばつや地下水汚染、その他社会状況の変化等により本市の水道用水が不足した場合は、その供給を優先する。

(平22条例3・一部改正)

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - (1) 地下水 地下を流れ、又は地下に停滞し、地下 水面を形成する水をいい、地下から自然に、又は 人為的に地表に流出する水を含むものとする。
 - (2) 公共的地下水利用施設 公共的な用途に供する地下水を採取するための井戸、湧水等の施設であって、第9条の規定に基づき市長が指定した施設をいう。
 - (3) 水道水源 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定される水道施設で、本市が管理する施設の原水取り入れに係る井戸及び湧水をいう。
 - (4) 水道水源保全地域 水道水源での取水に係る 地下水流域で、第19条の規定に基づき市長が指 定する区域をいう。
 - (5) 対象事業 水道水源保全地域において、地下 水水質の汚染の原因となる物質に汚染された水、 又は多量の水を排水するおそれがある事業活動 で、別表に掲げる事業をいう。
 - (6) 規制対象事業場 対象事業を行おうとする事業場のうち、水道水源の地下水水質を汚染し、又は汚染するおそれのある事業場で、第20条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。
 - (7) 特定対象事業場 対象事業を行おうとする事

- 業場のうち、水道水源の地下水水質を汚染し、又は汚染するおそれのある事業場で、第20条第3項の規定により規制対象事業場と認定されなかったものをいう。
- (8) 排出水 水道水源保全地域に設置された対象 事業を行う施設から地表また地中に排出される 水をいう。
- (9) 排水水質指針値 水道水源保全地域の地下水 水質を良好な状態で保持するため、第19条の規 定に基づき市長が設定する排出水の水質目標値 で、規則で定めるものをいう。
- (10) 水質汚染 地下水利用に障害を及ぼす、又は 自然環境を損なう地下水水質の汚染をいい、公共 的地下水利用施設が存在する地下水流域にあっ ては、当該施設の地下水利用に支障を及ぼす地下 水水質の汚染も含めていう。

(平22条例3·一部改正)

(市長の責務)

第4条 市長は、地下水の保全に係る施策を実施し、 地下水水質及び地下水水量の保全を行う。

(住民等の責務)

- 第5条 何人も、市長が実施する地下水の保全に係る 施策に協力するとともに、日常生活が地下水環境に 与える影響を認識し、生活排水、し尿、畜産ふん尿 及びこれを含んだ汚水並びに肥料及び農薬の使用に よる水質の汚染の防止に心がけ、自ら進んで地下水 環境の保全に努めなければならない。
- 2 何人も、豊かで快適な地下水流域の環境を形成す る森林等の愛育及び地下水流域の清潔保持に努めな ければならない。

(事業者の青務)

第6条 事業者は、その事業活動の地下水環境に与える影響に鑑み、自ら進んで地下水環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(地下水利用者の責務)

第7条 この条例に基づき地下水採取を行う者は、公 共的地下水利用を最優先とする合理的な地下水利用 に努めるとともに、自らの地下水利用にともなう排 出水が地下水を汚染することがないよう必要な対策 を講じなければならない。

第2章 地下水の保全

(保全を行う区域)

第8条 この条例で地下水の保全を行う区域は、宮古 島市の区域とする。

(公共的地下水利用施設の指定及び取消)

- 第9条 市長は、次の各号に該当する地下水取水施設 を、公共的地下水利用施設に指定することができる。
 - (1) 宮古島市が設置する施設
 - (2) 国の機関又は地方公共団体(以下「国等」という。) が設置する施設
 - (3) 宮古島市住民の生活基盤又は経済産業基盤として他をもって代え難い社会的役割を担う施設
 - (4) その他市長が必要と認めた施設
- 2 市長は、公共的地下水利用施設の指定を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の指定又は取消をしようとすると きは、あらかじめ宮古島市地下水審議会の意見を聴 かなければならない。ただし、取消事由が、当該施 設管理者による指定取消の申出又は地下水採取許可 廃止の届出である場合には、その限りではない。

4 市長は、第1項の指定又は第2項の取消をしたと きは、規則で定めるところにより、遅滞なく、これ を告示しなければならない。

(平25条例14·一部改正)

(宮古島市地下水利用基本計画)

- 第10条 市長は、宮古島市の地下水の保全と有効利 用を図るため、宮古島市地下水利用基本計画(以下 「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地下水利用の現況
 - (2) 地下水利用用途ごとの需給見通し及び開発計 画
 - (3) 公共的地下水利用施設(計画中のものを含む。 以下同様とする。)及びその取水区域
 - (4) 地下水の利用調整に関する基本方針
 - (5) 第13条第1項に係る許可基準
 - (6) 第20条第3項に係る規制対象事業場の認定 基準
 - (7) 地下水の水質及び水量の保全対策
- 3 市長は、基本計画を定めようとするときは、公共 的地下水利用施設の管理者(計画中のものにあって は、計画実施予定者。以下同様とする。)に対し、協 議しなければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めようとするときは、宮古 島市地下水審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、基本計画を定めようとするときは、議会 の議決を経なければならない。
- 6 市長は、基本計画を定めたときは、規則で定める ところにより、遅滞なく、これを告示しなければな らない。
- 7 市長は、地下水保全に関する状況の変化等により 必要があるときは、遅滞なく基本計画を変更しなけ ればならない。
- 8 第3項から第6項までの規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

(地下水採取許可及び届出)

- 第11条 第8条の区域内において、揚水設備により 地下水を採取しようとする者又は地下水を採取する 目的で地下掘削を行おうとする者は、規則で定める ところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに 該当する地下水採取又は地下水採取目的の地下掘削 を行おうとする者は、規則で定めるところにより、 市長に届け出るものとする。ただし、緊急の消防活 動の用に供する一時的な採取については、届出を要 さない。
 - (1) 人力又は畜力のみによる揚水設備
 - (2) 消防の用にのみ供する揚水設備
- 3 前2項の許可申請及び届出は、地下水を採取しよ うとする土地の地権者又は地権者の同意を得た地下 水利用者でなくてはならない。

(変更の許可及び届出)

- 第12条 前条第1項の許可を受けて地下水を採取する者が、許可を受けた採取量を変更し、又は揚水設備の能力を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、採取量を減少し、若しくは揚水設備の能力を縮小し、又は地下水採取を廃止しようとする場合であって、市長へ届出をしたときは、この限りでない。
- 2 前条第2項の届出により地下水を採取する者が、

届け出た採取量を変更し、若しくは揚水設備の能力を変更し、又は地下水採取を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長へ届け出なければならない。

(許可基準)

- 第13条 市長は、第11条第1項又は前条第1項の 許可の申請があった場合において、当該申請に係る 地下水の採取により、基本計画の遂行に支障をきた すと認めた場合は、当該申請を許可してはならない。
- 2 市長は、第11条第1項又は前条第1項の許可の 申請に係る地下水採取の地点が、公共的地下水利用 施設の取水区域内にあるときは、当該施設の管理者 に対し、あらかじめ協議しなければならない。
- 3 市長は、第11条第1項又は前条第1項の許可の 申請があった場合は、宮古島市地下水審議会の意見 を聴かなければならない。ただし、当該申請が、こ の条例の趣旨に鑑み、当然許可すべきものと判断さ れる場合は、この限りでない。

(許可の条件)

- 第14条 市長は、前条の規定によって行う第11条 第1項又は第12条第1項の許可について、条件を 付することができる。
- 2 前項の条件は、基本計画の遂行及び許可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものに限るものとし、当該地下水採取者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(報告義務)

- 第15条 第11条第1項、第2項又は第12条の許可又は届出により地下水を採取している者は、許可又は届出の日から1年ごとに、地下水の利用状況等を、規則で定めるところにより、市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の報告をしない者に対し、30日以 内の期間を定めて、報告するよう督促するものとす る。ただし、報告義務を負う者の所在が不明で督促 ができない場合、市長は報告を求める旨を60日以上 告示するものとする。
- 3 前項の督促又は告示に対して、正当な理由なく報告をしない場合、規則で定めるところにより、市長は当該許可を取り消し、又は当該届出による地下水採取が廃止されたものとみなし、当該届出の効力を無効とするものとする。

(平25条例14·一部改正)

(住所等の変更の届出)

第16条 第11条第1項、第2項又は第12条の許可又は届出により地下水を採取している者は、その住所若しくは氏名に変更があったとき、地権者の同意の下地下水を採取している者にあっては地権者又はその住所若しくは氏名に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の承継)

- 第17条 第11条第1項、第2項又は第12条の許可又は届出により地下水を採取している者から、その施設を譲り受け、又は借り受けて地下水を採取する者は、その許可又は届出に係る地下水採取の地位を承継する。
- 2 第11条第1項、第2項又は第12条の許可又は 届出により地下水を採取している者について相続、 合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続 する法人、合併により設立した法人、又は分割にあ

たっては当該施設を承継した法人は、その許可又は 届出に係る地下水採取者の地位を継承する。

3 前2項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、当該承継した日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(井戸の管理)

第18条 市長は、井戸、湧水又は地下水取水施設の 管理者に対して、地下水採取許可の有無にかかわら ず、当該井戸等の管理について、地下水管理上又は 市民生活の安全上必要な措置を求めることができる。

第3章 水道水源の保全

(水道水源保全地域及び排水水質指針値の指定等)

- 第19条 市長は、水道水源の水質保全を図るため水 道水源保全地域を指定し、若しくは変更し、又は解 除することができる。
- 2 市長は、新たに対象事業及び排水水質指針値に係る対象物質等の種類並びに数値を指定し、若しくは変更し、又は解除することができる。
- 3 市長は、前2項の指定若しくは変更又は解除をするときは、あらかじめ宮古島市地下水審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の指定若しくは変更又 は解除をしたときは、規則で定めるところにより、 その旨を直ちに告示するものとする。

(平25条例14·一部改正)

(事前の協議等)

- 第20条 水道水源保全地域において、対象事業を行 おうとする者(以下「対象事業者」という。)は、規 則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議し なくてはならない。
- 2 市長は、前項の規定による協議の申出があった場合において、宮古島市地下水審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、当該事業が水道水源の水質を汚染するお それが避けられない、又は汚染の未然防止が不確実 であると認めるときは、当該事業を規制対象事業場 と認定するものとし、それ以外の場合は特定対象事 業場と認定し、規則で定めるところにより、対象事 業者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第21条 何人も、水道水源保全地域において、規制 対象事業場を設置してはならない。

(排水水質指針値の遵守)

- 第22条 水道水源保全地域において、特定対象事業場を設置する者は、当該事業場の排水口(排出水を排水する場所又はそれに相当する場所をいう。)における当該排出水の汚染状態について、規則で定める排水水質指針値を遵守するよう努めなければならない。
- 2 次条に規定する水道水源保全協定を締結する者に あっては、遵守すべき排水水質指針値の内容を、当 該事業の計画に合わせて変更することができる。そ の場合、変更した排水水質指針値の内容とその遵守 義務について、当該水道水源保全協定に明記しなけ ればならない。

(水道水源保全協定の締結)

第23条 水道水源保全地域において、特定対象事業 場を設置しようとする対象事業者は、将来にわたる 水道水源の保全を図るために必要な事項を内容とす

- る協定(以下「水道水源保全協定」という。)を、市 と締結するものとする。
- 2 水道水源保全協定を締結しようとする場合において、市長が必要であると認めたときは、その内容についてあらかじめ宮古島市地下水審議会の意見を聴くことができる。
- 3 水道水源保全協定を締結したときは、規則で定めるところにより、市長はその旨を公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、締結した水道水源保全協定の内容を変更する場合について準用する。

(事業内容等の変更にともなう事前協議)

- 第24条 特定対象事業場を設置する者が、当該事業場で行う事業の内容又は規模を変更しようとするときは、第20条第1項に定める事前協議を行わなければならない。ただし、事業内容若しくは規模を縮小しようとする場合又は事業を廃止する場合であって、市長へ届出をしたときは、この限りではない。
- 2 前項による協議の申出があった場合において、変更の内容が軽微であると市長が認めたときは、第2 0条第2項に定める宮古島市地下水審議会への諮問を省くことができる。

(住所等の変更の届出)

第25条 特定対象事業場を設置する者は、その住所 又は氏名に変更があったとき、地権者の同意を得て 特定対象事業場を設置している者にあっては地権者 又はその住所若しくは氏名に変更があったときは、 規則で定めるところにより、変更等があった日の翌 日から起算して30日以内にその旨を市長に届け出 なければならない。

(水道水源保全協定に基づく地位の承継)

- 第26条 第23条第1項の規定に基づき市と水道水 源保全協定を締結した対象事業者(以下「協定締結 者」という。)から、その施設を譲り受け、又は借り 受けた者は、当該水道水源保全協定に係る地位を承 継する。
- 2 協定締結者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人、又は分割にあたっては当該施設を承継した法人は、当該水道水源保全協定に係る地位を継承する。
- 3 前2項の規定により協定締結者の地位を承継した 者は、規則で定めるところにより、当該承継した日 の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に 届け出なければならない。

第4章 宮古島市地下水審議会

(宮古島市地下水審議会)

- 第27条 この条例によりその権限に属させた事項を 調査審議するほか、市長の諮問に応じ地下水に関す る重要事項を調査審議するため、宮古島市地下水審 議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第28条 審議会は、関係行政機関の長若しくは職員、 関係団体の長若しくは職員及び地下水に関し学識経 験を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する委 員12人以内をもって組織する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第29条 委員の報酬及び費用弁償の額は、宮古島市

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例(平成17年宮古島市条例第44号)の 例による。

第5章 雑則

(地下水の監視)

- 第30条 市長は、地下水の状況を常時監視しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による常時監視の結果に基づき、地下水の状況を定期又は臨時に公表するものとする。

(土地等への立入り)

- 第31条 市長は、この条例を施行するため、その職員又は市長が委任した者(以下「職員等」という。)に、他人の土地又は施設(以下「土地等」という。)に立ち入り、地下水の状況に関して、土地等その他の物件を調査又は検査(以下「調査等」という。)をさせることができる。
- 2 市長は、前項の規定により職員等に調査等をさせ ようとするときは、規則で定めるところにより、調 査等の2日前までにその旨を当該土地等の管理者 (当該管理者の委任を受けた者を含む。以下この条 において同じ。) に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により調査等を行う職員等は、立入 りの際あらかじめその旨を当該土地等の管理者に告 げなければならない。
- 4 日の出前又は日没後においては、土地等の管理者 の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立 入りをしてはならない。
- 5 第1項の規定により、他人の土地等に立ち入る職員等は、規則に定める身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 市は、第1項の立入又は調査等によって損失が生 じた場合は、損失を受けた者に対し、これを補償し なければならない。
- 7 土地等の管理者は、正当な理由がなければ第1項 の規定による立入及び調査等を拒み、又は妨げては ならない。
- 8 第1項の規定による立入及び調査等の権限は、犯 罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。 (報告の徴収)
- 第32条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、地下水の採取者又は対象事業者に対し、施設の構造、使用の状況、地下水採取量、排出水の状況等に関し、規則で定めるところにより、報告させることができる。
- 2 地下水の採取者又は対象事業者は、正当な理由が なければ前項の規定による報告を拒んではならない。 (指導又は勧告等)
- 第33条 市長は、第11条第1項の許可を受けずに 地下水を採取した者又は第13条第1項に基づき不 許可処分となった地下水採取許可申請の内容に相当 する地下水採取を行っている者に対し、当該行為を 直ちに停止するよう警告をするものとする。
- 2 市長は、第11条第2項、第12条、第16条、 第17条第3項、第24条第1項、第25条又は第 26条第3項の届出を怠った者に対し、適切な手続 をとるよう指導又は勧告するものとする。
- 3 市長は、第12条第1項の許可を受けずに地下水 を採取した者に対し、当該行為を直ちに停止し、こ の条例に定める適正な手続きをとるよう指導又は勧

告をするものとする。

- 4 市長は、地下水採取許可を受けた者が第14条第 1項に基づき付した地下水採取許可の条件に違反し ていると認めたときは、当該地下水採取者に対し、 当該条件を遵守するよう、指導又は勧告するものと する。
- 5 市長は、対象事業者が第20条第1項又は第24 条第1項の規定による協議をせず、又は協議をする 見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、 30日以内の期限を定めて当該協議をするよう勧告 するものとする。
- 6 市長は、特定対象事業場を設置する者が、第23 条第1項の水道水源保全協定を締結せず、又は締結 する見込みがないと認めるときは、当該管理者に対 し、90日以内の期限を定めて当該協定の締結をす るよう勧告するものとする。
- 7 市長は、協定締結者が第23条第1項に基づく水 道水源保全協定に違反していると認めたときは、当 該協定締結者に対し、当該水道水源保全協定を遵守 するよう、指導又は勧告するものとする。
- 8 市長は、対象事業者(協定締結者を除く。次条以降において同じ)が対象事業を行う施設の排水口において、排水水質指針値に適合しない排出水を排出している場合において、当該排出水が水道水源保全地域の地下水水質の汚染の原因となり、又は原因となるおそれがあると認めたときは、当該事業者に対し、当該排出水の汚染状態を排水水質指針値に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。
- 9 市長は、地下水の水質を汚染する行為又は汚染するおそれのある行為について、原因者又は原因者であると推認できる者に対し、地下水の水質保全に必要な措置をとるように指導又は勧告することができる。
- 10 前9項の勧告又は警告は、規則で定めるところにより行う。

(地下水水量確保のための緊急措置)

- 第34条 市長は、地下水の汚染又は減少により、地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めると きは、地下水の採取者に対し、相当の期間を定めて 地下水の採取を制限すべき旨を、規則で定めるとこ ろにより、命ずることができる。
- 2 市長は、水道水源における地下水量が枯渇し、又は汚染により水量の確保が困難であると認めたときは、水道水源以外の地下水利用施設の管理者に対して、当該施設の地下水を本市の水道に提供するよう、規則で定めるところにより、要請することができる。
- 3 市長は、第1項の地下水採取制限を行おうとする ときは、宮古島市地下水審議会の意見を聴かなけれ ばならない。

(平22条例3・一部改正)

(地下水水質保全のための緊急措置)

第35条 市長は、有害物質(カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。)、毒物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物をいう。)その他の物質(以下これらを「汚染原因」という。)により地下水が汚染され、又は汚染されるおそれが明らかであり、速やかに汚染原因の除去その他の措置を講じなければ市民生活に重大な支障が生じると認めるときは、地下水の保全のため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の措置を講ずるため必要な限度において、地下水を汚染させ、又は汚染させるおそれがある者に対し、規則で定めるところにより、汚染原因の除去その他必要な措置をとるよう命ずることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による措置を講ずるとき、 又は前項の規定による措置を命じたときは、地下水 の汚染の状況その他必要な情報を速やかに公表する ものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により措置を講じたときは、 地下水を汚染させ、又は汚染させるおそれがあった 者に対し、規則で定めるところにより、当該措置に 要した費用の全部又は一部を請求することができる。 (国、地方公共団体についての適用)
- 第36条 国等が行う行為については、当該国等の長と市長との協議が成立することをもって第11条第1項又は第12条第1項の許可があったものとみなし、当該国等から市長へ通知することをもって、第11条第2項、第12条、第24条第1項、第25条又は第26条第3項の届出があったものとみなす。(経過措置)
- 第37条 この条例の施行又は一の事業が対象事業となった際、現にその事業を行っている者(事業を行う工事をしている者を含む。)は、当該事業が対象事業となったときは、第20条第1項による協議及び第23条第1項による協定の締結をするものとする。(委任)
- 第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の 施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 罰則

(一時停止命令等)

- 第39条 市長は、第33条第3項及び第4項の規定 による勧告に従わない者に対し、規則で定めるとこ ろにより、当該許可を取り消し、又は1年以内の期 間を定めて地下水を採取することを停止すべき旨を 命ずることができる。
- 2 市長は、第11条第1項、第2項、第12条、第 15条第1項、第16条又は第17条第3項に関し て虚偽の申請、届出又は報告等をした者に対し、規 則で定めるところより、当該許可を取り消し、若し くは当該届出を無効とし、又は1年以内の期間を定 めて地下水を採取することを停止すべき旨を命ずる ことができる。
- 3 市長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、規則で定めるところにより、90日以内の期間を定めて対象事業の実施若しくは対象事業に係る施設設置工事等の一時停止を命じ、又は特定事業場の認定を取り消し規制対象事業場として認定を変更することができる。
 - (1) 第33条第5項の規定による勧告に従わないとき
 - (2) 第20条第1項、第23条第1項、第24条第 1項、第25条又は第26条第3項の協議、協定、 届出において、虚偽の資料提出、届出又は報告等 をしたとき

(公表)

第40条 市長は、第33条第6項から第9項の規定 による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき、 又は前条の規定による一時停止命令等を行ったとき は、その旨及び当該指導又は勧告の内容を、規則で

- 定めるところにより、公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとすると きは、公表の対象となる当該行為者に対し、意見を 述べ、かつ証拠又は資料等を提出する機会を与えな ければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする ときは、地下水審議会の意見を聴かなければならない。

(罰則)

- 第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第21条の規定に違反し水道水源保全地域に おいて規制対象事業場を設置した者
 - (2) 第33条第1項の警告に従わず、地下水採取 をした者
 - (3) 第34条第1項、第35条第2項又は第39 条の規定による命令に違反した者
 - (4) 第39条第1項又は第2項の規定に基づき地下水採取許可が取り消され、又は届出が無効とされた後に、無許可で地下水を採取した者
- 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第31条第1項の規定による立入又は調査等 を拒み、妨げ、資料の提出を忌避し、又は虚偽の 資料等を提供した者
 - (2) 第32条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第33条第2項の勧告に従わなかった者 (両罰規定)
- 第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関 し、前2条の罰則の適用を受ける行為をした場合に おいては、その行為者を罰するほか、その法人又は 人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。 (宮古島市地下水保護管理条例等の廃止)
- 2 次の各号の条例を廃止する。
 - (1) 宮古島市水道水源保護条例(平成17年宮古島市条例第209号)
 - (2) 宮古島市地下水保護管理条例(平成17年宮 古島市条例第221号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際に、宮古島市地下水保護管理 条例に基づき地下水採取許可を得ている取水施設並 びに現に人力又は畜力により揚水を行っている取水 施設及び消防の用に供するための取水施設について は、第15条第1項に定める報告義務の施行を、こ の条例の施行の日から3年間適用しない。
- 4 この条例の施行の際に、水道水源保全地域において、既に宮古島市水道水源保護条例に基づき事前協議を行い、規制対象事業場と認定されなかったものは、第20条第3項に規定する特定対象事業場に認定されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際に、現に宮古島市地下水保護 管理条例及び宮古島市水道水源保護条例の規定によ りなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこ の条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 この条例の施行の日の前日までにした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日条例第3号) この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第14号) この条例は、平成25年4月1日より施行する。 別表 (第3条関係)

事業の名称

- 1 ゴルフ場
- 2 観光農園
- 3 鉱業(鉱業法(昭和25年法律第289号)第 4条に規定する鉱業をいう。)
- 4 クリーニング業 (クリーニング業法 (昭和25 年法律第207号) 第2条第1項に規定するク リーニング業をいう。)
- 5 畜産業
- 6 産業廃棄物処理業 (廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(昭和45年法律第137号)第14 条第1項及び第6項に規定する事業をいう。)
- 7 多量の水を排水する事業(建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号)第32条第1項 第1号の表に規定する算定方法により算定した 処理対象人員が51人以上のし尿浄化槽を設置 する施設に限る。)
- 8 その他市長が認めた事業

○宮古島市地下水保全条例施行規則

平成21年9月7日 宮古島市規則第28号

改正 平成 22 年 6 月 1 日規則第 23 号 平成 23 年 2 月 22 日規則第 8 号 平成 25 年 3 月 27 日規則第 5 号 平成 27 年 5 月 18 日規則第 31 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 27 号 平成 28 年 5 月 23 日規則第 31 号 平成 29 年 7 月 21 日規則第 35 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市地下水保全条例(平成 21年宮古島市条例第24号。以下「条例」という。) 第38条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な 事項を定める。

(排水水質指針值)

第2条 条例第3条第9号の規則で定める排水水質指 針値は、別表第1に掲げるとおりとする。

(公共的地下水利用施設の指定等の告示)

- 第3条 条例第9条第4項の公共的地下水利用施設の 指定又は取消の告示は、次の各号に掲げる事項につ いて、行うものとする。
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設の管理者
 - (3) 施設の位置
 - (4) 地下水採取許可の許可番号
 - (5) 施設の取水能力及び取水計画の概要
 - (6) 施設の取水区域
 - (7) 指定又は取消の理由
 - (8) その他市長が必要と認めた事項

(基本計画及び水道水源保全地域の告示)

- 第4条 条例第10条第6項の宮古島市地下水利用基本計画(以下「基本計画」という。)の告示は、条例第10条第2項の各号に掲げた事項を明示して、行うものとする。
- 2 条例第19条第4項の水道水源保全地域の告示は、 水道水源保全地域を大字、小字、地番により明示し て、行うものとする。
- 3 市長は、基本計画に掲げた公共的地下水利用施設の取水区域及び水道水源保全地域を明示する図面を 作成し、市役所に常備し、必要に応じ供覧できるようにするものとする。

(許可及び届出)

- 第5条 条例において、次の各号に掲げる申請及び届 出は、それぞれ当該各号に定める様式により行うも のとする。
 - (1) 条例第11条第1項の地下水採取等の許可の 申請 様式第1号
 - (2) 条例第11条第2項の地下水採取等の届出 様式第2号
 - (3) 条例第12条第1項の変更許可の申請 様式 第3号
 - (4) 条例第12条の変更及び廃止の届出 様式第 4号
 - (5) 条例第16条及び条例第25条の住所等の変 更の届出 様式第5号
 - (6) 条例第17条第3項及び条例第26条第3項 の承継の届出 様式第6号
 - (7) 条例第20条第1項の規定による協議の対象 事業協議書 様式第7号

- 2 前項第1号から第4号に定める申請書又は届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が、当該申請又は届出の処理にあたり不必要であると認めた図書は、添付を省くことができる。
 - (1) 地下水利用を予定している事業の概要
 - (2) 新規に掘削する場合、当該掘削計画
 - (3) 取水・利水・排水計画
 - (4) 掘削又は取水場所の土地登記簿、地籍図等
 - (5) 申請者が、地下水利用者、地権者又は揚水施設 管理者等と同一でない場合、関係者の名簿・連絡 先、地権者の同意書、揚水施設管理者の同意書
 - (6) 新たに掘削する場合、当該掘削予定地点とその周辺における地下水・地質等の資料
 - (7) 新たに掘削した井戸等に揚水設備を設置する場合、掘削時の地質柱状図、井戸構造図及び揚水 試験、水質分析の結果
 - (8) 掘削又は取水に関連する他の許認可申請等の 状況資料
 - (9) その他市長が必要と認めた事項
- 3 第1項第7号に定める対象事業協議書には、次に 掲げる図書を添付するものとする。
 - (1) 対象事業計画書
 - (2) 対象事業を実施する区域を示す図面及びその 付近見取図
 - (3) 対象事業を行う工場その他の事業場の計画平面図
 - (4) 対象事業を行おうとする者(以下「対象事業者」 という。)が法人である場合には、その法人の定款 又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類 (許可証の交付等)
- 第6条 市長は、条例第11条第1項の申請を許可した場合、許可を受ける者に対して、地下水採取・地下水採取のための掘削許可証(様式第8号)(以下「許可証」という。)を交付する。
- 2 市長は、前項の許可にあたり、条例第14条第1 項により条件を付した場合は、その内容を許可証に 明記するものとする。
- 3 市長は、条例第11条第1項の申請を不許可とした場合、当該申請者に対して、地下水採取許可・地下水採取のための掘削許可申請不許可通知(様式第9号)を交付するものとする。
- 4 市長は、条例第15条第3項、条例第39条第1項又は第2項の規定により許可を取り消したときは地下水採取許可取消通知(様式第10号)により、又は地下水採取の一時停止を命じるときは、地下水採取一時停止命令書(様式第11号)により、通知するものとする。ただし、地下水採取許可取消通知の名宛人の所在が不明の場合には、取消の旨を60日以上告示することとする。
- 5 許可を受けた者は、地下水採取を廃止したとき、 又は条例第15条第3項、条例第39条第1項又は 第2項の規定により許可を取り消されたときは、直 ちに許可証を市長に返納しなければならない。
- 6 市長は、前項に定める取消となった許可証の返納 がないときは、当該許可証が取り消された旨を告示 するものとする。
- 7 市長は、条例第15条第3項又は条例第39条第 2項の規定により、届出を無効とするときには、当 該届出者に届出が無効である旨を、地下水採取に係 る届出の無効確認通知書(様式第12号)により通 知するものとする。ただし、同通知の名宛人の所在

が不明の場合には、無効確認の旨を60日以上告示することとする。

- 8 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、許 可証を再交付するものとする。
 - (1) 許可を受けた者が許可証を紛失し、又は毀損した旨を、許可証再交付申請書(様式第12-2号)により市に届け出た場合
 - (2) 市町村合併等により、地名表記に変更があった場合
 - (3) その他市長が必要と認めた場合
- 9 第1項から第6項及び第8項の規定は、条例第1 2条第1項の変更の許可について準用する。 (届出受理証の交付)
- 第7条 市長は、条例第11条第2項、条例第12条、 条例第16条、条例第17条第3項、条例第25条 及び第26条第3項の規定による届出書を受理した ときは、届出受理証(様式第13号)を当該届出を した者に交付するものとする。

(平22規則23・平25規則5・一部改正) (報告)

第8条 条例第15条第1項の報告は、地下水採取に 係る状況報告書(様式第14号)により行うものと する。

(認定通知)

第9条 条例第20条第3項の規定による通知は、規制対象事業場認定通知書(様式第15号)又は特定対象事業場認定通知書(様式第16号)により行うものとする。

(水道水源保全協定の公表)

- 第10条 市長が条例第23条第3項(同条第4項に おいて準用する場合を含む。)の規定により行う水道 水源保全協定の公表は、次に掲げる事項を告示して 行うものとする。
 - (1) 締結した水道水源保全協定の協定締結者の氏 名又は名称及び代表者氏名
 - (2) 締結した水道水源保全協定の協定締結者に係る対象事業の種別
 - (3) 締結した水道水源保全協定に係る特定施設の 名称及び所在地
 - (4) 水道水源保全対策
 - (5) 条例第22条第2項に基づき、別表第1の排 水水質指針値の内容を、当該事業の内容に合わせ て変更した場合、その変更した排水水質指針値
 - (6) その他締結した水道水源保全協定において、 市長と協定締結者とが公表することとした事項 (宮古島市地下水審議会の組織及び任期)
- 第11条 宮古島市地下水審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 宮古島商工会議所会頭
 - (2) 内閣府沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事 業所長
 - (3) 宮古土地改良区専務理事
 - (4) JAおきなわ宮古地区事業本部長
 - (5) 沖縄県宮古保健所長
 - (6) 学識経験者(若干名)
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる者は、所属する機関又は団体の職員をもって、代理として審議会の会議(以下「会議」という。)に出席させることができる。
- 3 審議会委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期 は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げな

11

(平27規則31・平28規則31・平29規則35・一部改正) (会長及び副会長)

- 第12条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、 又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第13条 会議は、市長の請求があったとき、会長が 必要があると認めたとき、又は委員の3分の1以上 から請求があったときに会長が招集し、会長が議長 となる。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が 諮問のみの場合にあっては、市長から会長あて諮問 文を発出することをもって、会議の招集に代えるこ とができる。
- 3 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開く ことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。 (会議の運営)
- 第14条 会議において議題となるべき事案の申請者 等は、会長の許可を得て、会議に出席し、当該事案 等に関する資料を提出し、内容を説明し、意見を述 べることができる。
- 2 会長は、会議において議題となるべき事案の申請 者等又は利害関係者等又は公共的地下水利用施設の 管理者に出席を求め、当該申請等に関する資料の提 出、内容説明、意見具申を求めることができる。 (審議会の庶務)
- 第15条 審議会の庶務は、生活環境部環境衛生課地 下水保全係にて処理する。ただし水道水源の保全に 係る事項については上下水道部総務課にて処理する。 (平22規則23・平25規則5・一部改正)

(審議会の運営)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(専門部会)

- 第17条 審議会に、次の各号に掲げる専門部会を置く。
 - (1) 学術部会
 - (2) 市長又は会長が必要と認めた部会
- 2 各専門部会に専門委員を置き、市長又は会長が適 任と認めた者10名以内で構成する。
- 3 専門部会の専門委員は、審議会の委員との兼任を 妨げない。
- 4 専門部会の会議は、会長の請求があったとき、又 は部会長が必要があると認めたときに部会長が招集 し、部会長が議長となる。
- 5 条例第29条及び第11条第3項、第12条、第 13条第3項、第4項及び第14条から第16条の 規定は、第1項の専門部会について準用する。この 場合において、「審議会」とあるのは「専門部会」、 「会長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは 「専門委員」と読み替えるものとする。

(立入調査等の通知)

第18条 条例第31条第2項の通知は、立入調査等 実施通知書(様式第17号)によるものとする。

(平22規則23・一部改正)

(身分証明書)

第19条 条例第31条第5項の身分証明書は身分証 明書(様式第18号)によるものとする。

(報告の徴収)

第20条 条例第32条第1項の報告の徴収は、地下 水保全に係る報告要請書(様式第19号)によるも のとする。

(勧告又は警告)

第21条 条例第33条第1項から第9項の勧告又は 警告は、勧告・警告書(様式第20号)により行う ものとする。

(緊急措置命令等)

- 第22条 次の各号に掲げる命令又は要請は、それぞ れ当該各号に定める様式により行うものとする。
 - (1) 条例第34条第1項の地下水採取制限命令 様式第21号
 - (2) 条例第34条第2項の地下水提供要請 様式 第22号
 - (3) 条例第35条第2項の地下水汚染対策措置命 令 様式第23号

有害物質)

第23条 条例第35条第1項の有害物質の種類は、 別表第2のとおりとする。

(汚染対策措置費用の請求)

第24条 条例第35条第4項の請求は、地下水汚染 対策措置費用請求書(様式第24号)によるものと する。

(一時停止命令及び認定変更)

- 第25条 条例第39条第3項の規定による一時停止 命令は、対象事業一時停止命令書(様式第25号) によるものとする。
- 2 条例第39条第3項の規定による認定の変更通知 は、特定対象事業場の認定取消及び規制対象事業場 の認定通知書(様式第26号)によるものとする。 (公表)
- 第26条 条例第40条第1項の規定による公表は、 次の各号に掲げる事項について、市長が適当と認め る方法により行うものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び代表者氏名
 - (2) 勧告の要旨
 - (3) 勧告に従わない事実

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の 施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、宮古島市水道 水源保護条例施行規則(平成17年宮古島市規則第 148号)及び宮古島市地下水保護管理条例施行規 則(平成17年宮古島市規則第189号)の規定に よりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ この規則の相当規定によりなされたものとみなす。 (宮古島市水道水源保護条例施行規則等の廃止)

3 次の各号の規則を廃止する。

- (1) 宮古島市水道水源保護条例施行規則
- (2) 宮古島市地下水保護管理条例施行規則 (平29規則35・一部改正)

別表第1 (第2条、第10条関係)

別衣	第1(第2条、第1	
	物質名	濃度等
_	カドミウム及びその化	0.001 mg/L 以下
1	合物	(カドミウムの量に関して)
		0.1 mg/L 以下
2	シアン化合物	(シアンの量に関して)
		0.005 mg/L以下
3	鉛及びその化合物	(鉛の量に関して)
4	六価クロム化合物	0.04 mg/L 以下
		(六価クロムの量に関して)
5	ヒ素及びその化合物	0.005 mg/L以下
		(ヒ素の量に関して)
6	水銀及びその化合	0.0005 mg/L 以下
O	物	(水銀の量に関して)
7	トリクロロエチレン	0.002 mg/L 以下
8	テトラクロロエチレン	0.005 mg/L 以下
9	ジクロロメタン	0.002 mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエ	_
12	チレン及びトランス・	0.004 mg/L 以下
12	1,2-ジクロロエチレン	(シス及びトランスの和として)
10	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/J_D/J5
13		0.0005 mg/L 以下
14	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L 以下
15	1,3・ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 以下
16	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
17	セレン及びその化合	0.002 mg/L 以下
	物	(セレンの量に関して)
18	ホウ素及びその化合	0.2 mg/L 以下
10	物	(ホウ素の量に関して)
19	フッ素及びその化合	0.2 mg/L 以下
19	物	(フッ素の量に関して)
00	灾 丰 <u>今</u> 士且	120 mg/L
20	窒素含有量	(日平均 60 mg/L)以下
21	水素イオン濃度(pH)	5.8 以上, 8.6 以下
00	化学的酸素要求量	160 mg/L
22	(COD)	(日間平均 120 mg/L)以下
23	フェノール類含有量	5 mg/L 以下
		3 mg/L 以下
24	銅及びその化合物	(銅の量に関して)
	亜鉛及びその化合	2 mg/L 以下
25	物	(亜鉛の量に関して)
		10 mg/L 以下
26	鉄及びその化合物	(鉄の量に関して)
	マンガン及びその化	10 mg/L 以下
27	合物	10 mg/L 以下 (マンガンの量に関して)
90	大腸菌群数	
28	八肠困群级	日平均 3,000 個/cm³ 以下

別表第2(第23条関係)

有害物質名

- 1. カドミウム及びその化合物
- 2. シアン化合物
- 3. 鉛及びその化合物
- 4. 六価クロム化合物
- 5. ヒ素及びその化合物
- 6. 水銀及びその化合物
- ポリ塩化ビフェニル
 トリクロロエチレン
- 9. テトラクロロエチレン
- 10. ジクロロメタン
- 11. 四塩化炭素
- 12.1,2-ジクロロエタン
- 13. シス-1,2-ジクロロエチレン
- 14. トランス-1,2-ジクロロエチレン
- 15. 1,1,1-トリクロロエタン
- 16.1,1,2-トリクロロエタン
- 17.1,3-ジクロロプロペン
- 18. ベンゼン
- 19. セレン及びその化合物
- 20. ホウ素及びその化合物
- 21. フッ素及びその化合物